

山口県報

平成28年
3月31日
(木曜日)

目 次

○人委規則

- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………
- 特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則……………
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………



管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項各号中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第一知事の事務部局の項中「スポーツ・文化局長」を削り、「県史編さん室長」

を「消費生活センター所長」に改め、「美術館長(萩美術館・浦上記念館長に限

る。消費生活センター所長)を削り、「消費生活センター所長」を「消費生活センター所長

消費生活センター所長」に改め、「消費生活センター所長」を「消費生活センター所長

消費生活センター所長」に改め、「消費生活センター所長」を「消費生活センター所長

消費生活センター所長」に改め、「消費生活センター所長」を「消費生活センター所長

消費生活センター所長」に改め、「消費生活センター所長」を「消費生活センター所長

消費生活センター所長」に改め、「消費生活センター所長」を「消費生活センター所長

る。)に改め、「美術館副館長(萩美術館・浦上記念館副館長を除く。)(を削り、

「農林事務所次長」を「美術館副館長(萩美術館・浦上記念館副館長を除く。)(に

改め、「美術館副館長(萩美術館・浦上記念館副館長に限る。)(を削り、「計量検定

消費生活センター次長」を削り、「計量検定所次長」を「計量検定所次長

学芸専門監」を削り、「学芸専門監」を削り、「学芸専門監」を削り、「学芸専門監

育委員会の事務部局の項中「世界スカウトジャンボリー開催支援室次長」を削り、「文

書館副館長」を「学芸専門監」に改める。

別表第二及び別表第三中「舞臺の巻」を「舞臺の巻」に改める。

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県人事委員会規則第二十七号

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則(昭和四十六年山口県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

山口県人事委員会

小串警察署角島警察官駐在所

別表第二中

小串警察署特牛警察官駐在所

小串警察署島戸警察官駐在所

を

小串警察署神田警察官駐在所

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十八号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第四号中「第二条第九号」を「第二条第十号」に改める。

第十二条第二項第八号中「育児休業をしている職員」の下に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を、「公益的法人等派遣職員」の下に「（当該育児休業の申出に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を加え、「第二条第九号」を「第二条第十号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第六条第二項第四号の改正規定及び第十二条第二項第八号の改正規定（「第二条第九号」を「第二条第十号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「及び地方独立行政法人山口県立病院機構」を、「地方独立行政法人山口県立病院機構及び一般社団法人山口県観光連盟」に、「国際課の旅券センター」所長 県史編さん室の室長 産業戦略部の総務調整班長」を「産業戦略部の総務

調整班長 県民生活課の消費生活センター所長」に、「ねんりんピック推進室及び団体指導室」を「の室長及び室次長 観光プロジェクト推進室の室長 国際課の旅券センター」所長 県史編さん室、団体指導室及び全国都市緑化フェア推進室」に改め、

美 術 館	館長 副館長
消費生活センター	所長 次長

を削り、

職業能力開発校	校長 管理部長
---------	---------

を

職業能力開発校	校長 管理部長
美 術 館	館長 副館長

に改め、同表

教育委員会の事務局等の項中「及び人事班」及び「世界スカウトジャンボリー開催支援室の室次長」を削り、同表監査委員事務局の項中「監査監」を「主幹」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。